

山梨県公報

号外第二十七号

平成十四年

五月一日

水曜日

目次

選挙管理委員会

高根町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………一

高根町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

平成十三年十二月二十三日執行の高根町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十四年五月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

裁 決 書

山梨県北巨摩郡高根町下黒澤四〇七五番地一三

審査申立人 片 桐 秀 治(六十五歳)

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成十四年三月四日付けで提起された平成十三年十二月二十三日執行の高根町長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第一 審査の申立ての要旨及び理由

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、高根町選挙管理委員会(以下、「町委員会」という。)に異議の申出をしたが、町委員会は平成十四年二月十八日付けでこの異議の申出に対して棄却の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対しこの決定を取り消し、本件選挙における当選人大柴恒雄(以下「本件当選人」という。)

の当選を無効とする旨の裁決を求めたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 本件当選人は本件当選人の私的な支援又は推薦者集団である「たかね21世紀まちづくり100人会議」を設置・発足させ、同会議の発会式、委嘱状交付式及び本件当選人の挨拶風景を公共テレビを使用して放映したことは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十九条等の規定に違反する疑いがある。

二 本件当選人の後援会長浅川頼雄が、本件選挙告示前に「事務所開きの御案内」とする文書を作成し、戸別訪問の上頒布し、高根町行政区設置条例(昭和六十三年高根町条例第一号)第二条に基づく行政区長である利根川寅雄らが当該文書を戸別訪問の上頒布したことは公職選挙法第百四十二条第一項第七号等の規定に違反する疑いがある。

第二 裁決の理由

当委員会は、この審査申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めこれを受理し、町委員会から弁明書を、申立人からこれに対する反論書の提出を受け、その他必要と認められた物件及び書類の提出を関係者に求め、また必要事項の調査を行い、慎重かつ厳正に審理した。

まず、当選の効力に関する争訟において、当選無効となる違法事由は、当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの(名古屋高等裁判所平成四年十二月十七日判決)であり、申立人の主張する本件申立理由一ないし二に掲げる本件当選人らによる公職選挙法上の罰則に掲げる行為に該当する違反行為の疑いは、当該当選無効となるいずれの違法事由にも該当するものではなく、これらは、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものであり、これをもって公職選挙法第二百六条の規定による当選の無効を主張することはできない。

よって、申立人の主張には本件当選人の当選を無効とするべき理由はない。次に、当委員会は申立人が主張する諸行為が選挙無効の原因となり得るかについて、職権により審理した。

そもそも選挙が無効とされるのは、公職選挙法第二百五条第一項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られている。この選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくても、選挙の管理執行の手續き上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招

来することを指称し、選挙人、候補者、選挙運動等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為が多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているものであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない（最高裁判所昭和六十一年二月十八日判決、最高裁判所昭和二十七年十二月四日判決）とされており、さらに、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、もし選挙の規定違反がなかったならば選挙の結果、すなわち候補者の当落に現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解されている（最高裁判所昭和二十九年九月二十四日判決）。

当委員会はこうした観点に立ち、本件申立理由一の「たかね21世紀まちづくり100人会議」の発会式等を、高根町全世帯数三千三百八十三世帯（平成十四年三月三十一日現在世帯数）のうち約八十六パーセントにあたる約二千九百世帯が加入している町営「高根ふれあいテレビ」において平成十三年十二月十七日から十八日、同月二十二日から二十四日にかけて自主放送番組としてのべ十七回放映（この自主放送番組の一回あたりの放映時間は二十分二十秒であり、そのうち本件放映は二分五十八秒）した事実は確認したものの、当該放映の内容及び「たかね21世紀まちづくり100人会議」の態様等から、当該放映が選挙の規定に違反し、当該選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があったものと認めることはできない。

また、申立理由二の「事務所開きの御案内」とする文書頒布の疑いについては、本件選挙を無効とする原因となり得る事実関係を立証するに足りる証拠はなく、また、仮に当該文書頒布が申立人の主張どおりであるとしても、申立人の推定する当該頒布数等から当該文書頒布により当該選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があったものと認めることはできない。

以上、申立人が主張する諸行為が選挙無効の事由となり得るかについて、職権により審理したが、いずれの行為も選挙無効に該当するものではなかった。以上のとおり、申立人の主張はすべてその理由はなく、申立人の主張を容認することはできない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十四年五月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道夫

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

平成十三年十二月二十三日執行の高根町議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。
平成十四年五月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 石澤道夫
裁 決 書

右審査申立人（以下「申立人」という。）から平成十四年三月四日付けで提起された平成十三年十二月二十三日執行の高根町議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

主 文
本件審査の申立てを棄却する。

理 由

第一 審査の申立ての要旨及び理由

申立人は、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関し、高根町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に異議の申出をしたが、町委員会は平成十四年二月十八日付けでこの異議の申出に対して棄却の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し選挙の効力に関する決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙候補者利根川寅雄（以下「本件候補者」という。）は、高根町行政区設置条例（昭和六十三年高根町条例第一号）第二条に規定する行政区長であり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項の規定により立候補を制限される地方公務員であるにもかかわらず、当該条項に違反して立候補した疑いがある。

二 本件候補者の立候補届出は、公職選挙法第九十一条第一項の規定により取り下げられたとみなすべきところ、町委員会は当該条項の適用を誤り、立候補届出を受理し、選挙を執行した疑いがある。

第二 裁決の理由

当委員会は、この審査申立てにつきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めこれを受理し、町委員会から弁明書を、申立人からこれに対する反論書の提出を受け、その他必要と認められた書類の提出を関係者に求め、また必要事項の調査を行い、慎重かつ厳正に審理した。

そもそも選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法第二百五条第一項の規定により「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」認められている。この「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解されている（最高裁判所昭和二十七年十二月四日判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解されている（最高裁判所昭和二十九年九月二十四日判決）。

当委員会はこうした観点に立ち、申立人の主張について次のとおり判断する。

本件候補者は、高根町行政区設置条例及び高根町行政区運営規則（昭和六十三年高根町規則第五号）に基づき平成十二年四月一日付けで高根町中清里行政区長に委嘱され、本件選挙に係る立候補届出時においてもその職にあり、この職は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三号に掲げる職に該当し、特別職に属する地方公務員とすることができる。

公務員の立候補について公職選挙法第八十九条第一項本文は、公務員がその地位を選挙に利用することなどを防止するため、国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることができない旨を定めて、公務員（同条第一項ただし書及び第二項に規定する者を除く。）の公職への立候補を制限している。そして、公職選挙法第九十条は、同法第八十九条第一項の規定により公職の候補者となることができない公務員が立候補の届出等をしたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす旨を定めている。この趣旨は、立候補を制限されている現職の公務員が当該立候補の届出等をしたときは、その地位を、当該届出等が受理されると同時に、自動的に失うものとするところにより、いたずらに選挙の規定違反の事態の生ずることを防止しようとするところにあると解されている（最高裁判所平成元年四月二十七日判決）。

すなわち、仮に本件候補者が公職選挙法第八十九条第一項に規定する公務員の立候補制限に該当する者であるとしても、同法第九十条の規定により立候補の届出が受理

されると同時に当該公務員たることを辞したものとみなされることから、本件候補者の届出は他に瑕疵のない限り受理されなければならないものである。本件選挙に係る町委員会への立候補届出及び受理に係る管理執行手續きに関する規定の違反は見受けられず、本件候補者の立候補届出は適法に受理されたものと認められる。

従って、申立人の主張する内容は選挙無効について規定する公職選挙法第二百五条第一項の「選挙の規定に違反する」場合には該当せず、本件選挙の無効の原因とすることはできない。

以上のとおり、本件選挙を無効とするべき理由はなく、申立人の主張を容認することはできない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十四年五月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番